

議案第27号

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、従業者の配置の基準等を見直し、指定福祉型障害児入所施設等による感染症又は非常災害の発生時における業務継続計画の策定に係る措置等を定めるとともに、規定の整備を図る必要があるため、本案を提出する。

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「責任者の設置その他の」を削り、「従業者」を「その従業者」に、「講じるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第4条第2項中「、それぞれ規則で定める基準により」を「規則で定める基準によりそれぞれ」に改める。

第7条第5項中「会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して、これを行うことができるものとする。）」を加える。

第8条中「第10条及び第38条」を「第10条第1項及び第38条第1項」に改める。

第9条に次の1項を加える。

4 指定福祉型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第9条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第9条の2 指定福祉型障害児入所施設は、感染症又は非常災害の発生時において、その利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施すること及び非常時の体制において早期に業務を再開することを目的とする計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、その従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第36条第2項中「必要な措置を講じるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、その従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定福祉型障害児入所施設において、その従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第38条に次の1項を加える。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定福祉型障害児入所施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、その従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) その従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第40条に次の1項を加える。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、その従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定福祉型障害児入所施設において、その従業者に対し、虐待の防止のた

めの研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第48条に次の1項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第56条中「第38条中」を「第38条第1項中」に改める。

附 則

1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日から令和4年3月31日までの間、改正後の第3条第5項及び第40条第2項（改正後の第56条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第9条の2（改正後の第56条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第9条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第36条第2項（改正後の第56条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第36条第2項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

5 施行日から令和4年3月31日までの間、改正後の第39条第3項（改正後の第56条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第39条第3項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。